

基本目標 2 福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり

2 - 1 高齢者福祉の推進

■関連する SDG s



■現状と課題

○本町では高齢化が進行していますが、高齢者が住み慣れた地域で安心安全に暮らせる「地域包括ケアシステム（※）」の構築に向けた取組により、高齢者福祉を推進しています。



高齢者と幼稚園児のふれあい・交流

○本計画策定時の人口推計によると、今後、町の高齢者数は減少しますが、計画期間終了となる令和 12（2030）年には高齢化率は 40%近くに達する推計結果となっており、要介護認定者の増加等が懸念されます。

○介護予防に資する様々な取組やサロン活動・就労支援等を通して、高齢者の健康や生きがいを推進しています。引き続き、介護保険事業の適正な運営のために予防事業に取り組むとともに、介護が必要な状態になった時には必要な支援が受けられる環境の整備と充実が求められます。

○地域包括ケアシステムにおいて「共助」に位置づけられる介護保険等の適正な運営に努めています。



ヨガ教室

■施策の方向

(1) 高齢者福祉の充実

- ①地域支援事業等の実施により高齢者の日常生活を支援するとともに、民生委員・児童委員と連携のうえ、高齢者への福祉サービスの充実に努めます。
- ②湯浅町社会福祉協議会やNPO（※）、ボランティア団体等と連携し、地域と一体となった生活支援を行うとともに、地域見守り協力員と民生委員・児童委員が連携して地域での見守りに取り組みます。

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

- ①高齢者のもつ豊富な知識・経験・技能を地域社会に活かせるよう、ボランティア活動等の社会貢献の機会の確保に努めます。
- ②サロン活動や自主サークルによる教室等の実施を通して、健康の保持や介護予防対策を推進します。
- ③高齢者の持つ技能を活かし、活躍できる場を提供できるよう、令和6（2024）年度から開設したシルバー人材センターを推進します。



認知症・フレイル予防わくわく教室

(3) 健康づくり・医療体制の充実

- ①ヨガ教室や高齢者筋力トレーニング教室等により保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、高齢者の健康維持・増進を支援します。
- ②医療や介護が必要となった場合、在宅において安心して治療・介護が受けられるよう、地域ケア会議等による多職種連携の推進や地域課題の共有等により、医療・介護サービスの連携と質の向上に努めます。



健康フェア

(4) 高齢者の災害・緊急時体制の整備

- ①独居高齢者等に災害・緊急時に備えた要援護者名簿への登録を促すとともに、特に必要な方を優先して避難支援計画の策定を進め、災害・緊急時の対応の円滑化を推進します。
- ②独居高齢者等への緊急通報システムの貸出により、コールセンターによる日中の見守りや湯浅広川消防組合との緊急連絡の確保に努めます。

(5) 介護保険事業の適切な運営

- ①介護保険制度や介護予防の重要性についてわかりやすい情報提供を行うとともに、要介護認定を受けた方の状態に応じて介護保険サービスを利用できるよう相談体制の充実に努めます。
- ②介護事業者に対する助言・指導を適切に行い、在宅と施設との連携を推進するとともに、居宅介護・施設介護が適正に実施されるように努めます。

2-2 子ども・子育て支援の推進

■関連するSDGs



健やかに育つ子ども

■現状と課題

○本町においては少子化が進んでいることに加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。また、児童虐待の防止対策、障がい児施策、ひとり親家庭への支援等、様々な視点からの取組が必要とされています。

○町立認定こども園が2か所、私立認定こども園が1か所、私立保育園が1か所あります。認定こども園では、保護者の就労に関係なく入園することができ、延長保育や一時預かり保育等施策の充実により、乳幼児期の子どもと共働き等の子育て家庭を支援しています。また、待機児童を発生させないため、保育士の適正な人員配置に努めています。

○小学校が5校（1分校を含む）、中学校は1校あります。子どもが個性を活かし健やかに育つよう、知・徳・体にわたる「生きる力」が身につく教育の充実に取り組んでいます。また、放課後児童クラブにより、小学生児童の放課後の適切な遊び場と居場所の確保に努めています。

○若い世代の結婚・出産・子育ての環境を整え、出生数を増やしていくことが重要な課題になっています。少子化の要因として、結婚の晩婚化、子育てや教育に関する経済的な負担、将来にわたる収入への不安等が挙げられます。これらの課題に対して、結婚・出産・育児に関する様々な支援や情報提供を行うとともに、子ども・子育て支援の充実により子育てしやすい環境づくりを推進する必要があります。



子ども食堂

■施策の方向

(1) 子ども・子育て支援の充実

- ①湯浅町こども家庭センターに専任保健師を配置し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援に取り組みます。
- ②保育所を認定こども園とし、子どもを預けやすい環境を整えるとともに、幼児教育の充実を図ります。それに伴い、保育士のスキル向上も求められるため、研修等を実施します。
- ③児童虐待問題については、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心として児童虐待防止のネットワーク強化に努めます。
- ④ひとり親同士の交流や子ども食堂の実施により、ひとり親への支援や子どもの居場所づくりを行います。
- ⑤湯浅町地域子育て支援センターを拠点として、地域の子育て相談体制の充実を図ります。また、各年齢児健診等、保健師とも連携をとりながら、子育てネットワーク化を推進することにより、今後も幅広い子育て支援業務を行い、子どもを産み育てやすい社会環境づくりに努めます。
- ⑥放課後児童クラブにおいては、児童が放課後を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、適切な遊び場の提供と、年齢の異なる児童間の遊びを通じた交流を促進します。また、町内各施設については、老朽化や利用児童数を勘案しつつ改修・整備を進めます。
- ⑦延長保育・一時預かり事業等の保育の実施や、広域による病児・病後児保育の実施により、共働きやひとり親家庭等を支援します。
- ⑧家庭環境に対する配慮や、人権を大切に作る心を育てる保育の推進及び充実を図るため、家庭支援推進保育士を配置し、児童の処遇向上と健全な育成に努めます。

(2) 経済的負担の軽減

- ①出産祝い金制度等の実施により、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ②乳幼児の医療費の負担を無料とする「乳幼児医療費助成制度」と、本町独自の施策で小学校入学時から18歳までの子どもを対象とした「子ども医療費助成制度」を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ③ひとり親家庭の医療費の負担を無料とする「ひとり親家庭等医療費助成制度」により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ④障がいのある子どもに対して、国の手当のみではなく町の単独事業として「湯浅町障害児手当金」を支給し、家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 結婚・就労に関する支援

- ①県の事業や関係機関との連携により、男女の出会いの場の創出等について支援します。
- ②ハローワーク等の関係機関と連携して、子育て家庭が安心して働ける職場の実現のため、民間企業や事業所等への普及啓発に努めます。

2-3 障がい者（児）福祉と社会保障の充実

■関連する SDG s



手話教室

■現状と課題

○障がいのある人もない人も同じように生活し、活動できる社会環境を目指すノーマライゼーションの理念は、障がい者（児）福祉を推進するうえで重要な視点です。障がいのある人が暮らしやすい体制づくりのため、障害福祉サービスの充実や公共施設等のバリアフリー（※）化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、本町では「障がいを理由とする差別をなくす条例」を策定し「合理的配慮」（※）や「心のバリアフリー」（※）に関する普及啓発に努めています。

○生活の安定と医療の確保及び健康の維持増進を図る社会保障制度は、年金、医療、公的扶助、社会福祉等の分野から成り立っています。本町では国、県と連携しながら、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度を運営し、社会保障制度への住民の理解を深め、持続可能な制度の安定化に努めることが求められます。



エレベーターの設置と段差の解消



■施策の方向

(1) 在宅サービスの充実と障がいに関する理解の促進

- ①障がいのある人の在宅福祉の向上のため、訪問系サービスの充実を図ります。
- ②地域住民に対して障がいに関する理解を啓発することにより、地域社会への生活移行を支援します。
- ③手話や点字教室を開催し、障がい者支援に繋がるように努めます。
- ④学校教育において体験学習や福祉教育による学習の機会を提供し、児童・生徒の障がいに対する理解の促進を図ります。

(2) 日中活動の支援

- ①障がいのある人の活動を支えるため、日中活動系サービスの充実を図ります。
- ②一般就労への移行を促進するため、ハローワークや紀中障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援に取り組みます。

(3) 相談支援体制の整備

- ①関係機関と連携や専門相談員の配置等により、障がいのある人とその家族に対する相談支援体制の強化に努めます。

(4) 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

- ①公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心安全で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

(5) 社会保障制度の充実

- ①国民健康保険事業の財政運営主体である和歌山県と連携しながら安定的な事業運営に努めます。
- ②国民年金制度について、広報や関係窓口等において普及・啓発に努め、年金加入と納付の促進を図ります。
- ③日本年金機構との連携により、年金相談の充実を図ります。

(6) 生活困窮者等への支援

- ①生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づき関係機関と連携して自立支援を行います。
- ②生活保護制度により、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立支援に取り組みます。

2 - 4 健康増進と保健・医療の充実

■関連する SDG s



■現状と課題

○本町では、住民が生涯にわたって健康に生活できるように、各種健（検）診や予防接種を実施しています。また、健（検）診後の保健指導や健康相談を実施し、リスクの早期発見や予防に努めています。住民がライフステージ（※）に応じて健康増進に取り組めるよう周知・啓発に努めています。



健康診断の啓発活動

○本町の病院や診療体制について、医師・医療スタッフの確保や産婦人科・小児科等の不足が課題となっています。平成 26（2014）年度より周産期医療ネットワーク協議会に参加し、産科施設の確保に努めていますが、小児科専門医も町内に不在であるため、小児科専門医師及び産科・婦人科医師の確保に向けて県及び医師会等関係機関に要望を続け、必要な医療体制の確保と充実に努めています。



インボディ測定

■施策の方向

(1) 健康づくり支援体制の充実

- ①多くの町民が生活習慣の改善に取り組めるよう、健康推進員を中心に、様々な機会を通じて普及啓発を行います。また、医療機関や健康づくり団体等との連携を深め、町民の自主的な健康づくりを推進します。
- ②「健康日本 21 有田保健医療圏域計画」、オレンジパワープランIIIや「湯浅町国民健康保険データヘルス計画」に基づき、町民の健康づくりを推進します。

(2) 各種健（検）診・保健指導の充実

- ①がん検診クーポン券の発行や広報・情報提供等により健（検）診の受診を勧奨して受診率の向上を図るとともに、健（検）診結果に基づく保健指導や精密検査の受診率向上に努めます。
- ②栄養教室や運動教室を開催し、住民のライフステージに応じた健康づくりや生活習慣の改善を支援します。

(3) 母子保健体制の充実

- ①湯浅町保健センター、保育所、認定こども園、学校が情報共有のうえ、子どもの発達を保障・支援するプログラムの開発を行い、育児の不安に対する支援体制を促進します。
- ②母子保健推進員・家庭支援専門員の連携体制により、家庭訪問等による地域ぐるみの育児支援を推進します。
- ③全ての児童に対して、5歳児健診の実施及び健診フォロー体制を整え、子どもの健全な発育を支援します。
- ④湯浅町保健センターを拠点として乳幼児健診や相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、母子保健事業を推進します。



幼児健診

(4) 保健・医療体制の充実

- ①小児科及び産科・婦人科医師の確保に向け、県及び医師会等関係機関に要望を続けます。
- ②夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制づくりに向け、県・近隣市町・湯浅広川消防組合と協議を進め、救急医療体制の充実に努めます。

2-5 人権意識の高揚と男女共同参画の実現

■関連するSDGs



■現状と課題

○人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。本町では「人権を大切にすまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人や女性等、あらゆる立場の方に関する人権啓発と人権教育を推進し、部落差別（同和問題）の解消等、人権に関する様々な取組を進めています。



ゆあさYYまつりにおける人権講演会

○男女がお互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、各人のもつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。女性の就労環境は徐々に改善されつつありますが、男女の労働条件や給与・処遇面での格差是正のため、男女共同参画に資する取組を更に推進する必要があります。



町民人権学習会



成人式における人権啓発

■施策の方向

(1) 人権問題への取組の推進

- ①部落差別（同和問題）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人等に対する人権侵害等、様々な人権問題解決に向け、人権意識を醸成するため、より一層人権啓発及び人権教育を推進します。
- ②部落差別（同和問題）を解消することを目的として「湯浅町部落差別をなくす条例」を令和元（2019）年10月1日に施行し、本条例に基づき令和7（2025）年3月に「湯浅町部落差別解消推進基本計画」を策定しています。今後も、差別解消に向けた取組を着実に進めます。
- ③障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉イベントや福祉学習を通じて共生社会（※）の実現に努めます。また、学校においては教育活動全体を通じて、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ④インターネットやSNS（※）の悪用によるプライバシー侵害等の新たな課題について、正しい理解と認識を深める人権啓発を行います。
- ⑤湯浅町人権尊重委員会をはじめとする関係機関と連携し、総合的・効果的な人権施策を推進します。また、ゆあさYYまつり等の行事や機会を活かし、多様な人権啓発や人権相談を行います。
- ⑥各隣保館において就職促進相談や生活困窮者自立支援相談を実施し、生活に不安を抱える方への支援や、雇用の場の確保に努めます。
- ⑦隣保館の利用促進のため、地域福祉の向上及び人権啓発の住民交流拠点として、関係機関と連携し、幅広い世代の参加を促す事で相互交流の増加に務めます。また、地域住民にとって身近で利用しやすい施設づくりを進めます。

(2) 男女共同参画に向けた取組の推進

- ①「湯浅町男女共同参画基本計画」に基づき、関係機関と連携のうえ男女共生社会実現に向けて総合的な取組を推進するとともに、あらゆる分野で男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めます。
- ②様々な行事や機会を活用し、男女平等・女性の社会進出の重要性についての啓発活動を実施します。
- ③男女共同参画の視点に立った子育て支援や介護・福祉支援施策を推進するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりやワークライフバランス（※）の実現に向けて、事業者に対して、働く場における男女共同参画の意識高揚と周知啓発に努めます。
- ④DV（ドメスティックバイオレンス）（※）等による暴力被害を防止するため、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。
- ⑤性の多様性への取り組みとして、令和6（2024）年9月2日から和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、各種行政サービスの利用が可能となりました。また、性的指向や性自認に関する基礎的な知識の習得と、業務における適切な対応を目的として、令和7（2025）年3月に「性の多様性に関する職員ガイドライン」を策定しています。今後も性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。